

三監告示第5号

定期監査結果に関する報告の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき、定期監査を三条市監査基準に準拠し実施したので、同条第9項の規定により本書のとおり公表します。

令和3年11月26日

三条市監査委員 長 橋 昇

三条市監査委員 椛 澤 綾 子

三条市監査委員 武 石 栄 二

記

- | | |
|---------|---------------------|
| 1 監査の対象 | 「定期監査結果に関する報告書」のとおり |
| 2 監査の期間 | 同 上 |
| 3 監査の方法 | 同 上 |
| 4 監査の結果 | 同 上 |

定期監査結果に関する報告書

1 監査の対象 令和2年度及び令和3年度における総務部政策推進課、情報管理課、行政課、人事課、財務課、税務課、収納課及び高等教育機関設置推進室所管（分掌）事務に係る財務に関する事務の執行状況

2 監査の期間 令和3年9月10日から同年11月26日まで

3 監査実施委員 長 橋 昇
椛 澤 綾 子
武 石 栄 二

4 監査の方法

定期監査は、令和2年度及び令和3年度における財務に関する事務の執行状況について、その執行事務の一部を抽出し、関係証書類を審査するとともに、関係職員の説明を聴取して行った。

5 監査の結果

事務事業は、おおむね適正に執行されていた。

なお、軽微な事務処理の誤り等で特に記述すべき事項は、次のとおりである。

- (1) 文書事務において、文書整理簿における処理状況等の記入漏れ、收受日付印漏れ、起案文書に決裁日の記入がない等の事例があった。
- (2) 財務会計処理事務において、現金等出納簿の記載誤り等の事例があった。